

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所で納付していた。私は、昭和 46 年 4 月に国民年金に加入して以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料を納付している上、申立人は、昭和 46 年 12 月に住所を変更した際、国民年金の住所変更届を行い、国民年金保険料を適切に納付していることが確認できることから、申立期間についても、53 年 3 月に国民年金の住所変更届を行っていることを踏まえると、当該期間の国民年金保険料も適切に納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間当時は、専業農家を営んでおり、秋に米を出荷した利益で国民年金保険料を 1 年分まとめて納付していた。また、国民年金保険料が未納であれば市役所から連絡があるはずだが、連絡を受けたことも無く、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その妻についても、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 577

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間当時は、専業農家を営んでおり、秋に米を出荷した利益で国民年金保険料を 1 年分まとめて納付していた。また、国民年金保険料が未納であれば市役所から連絡があるはずだが、連絡を受けたことも無く、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫についても、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 9 日まで

私は、短期大学に入学するため、申立期間に係る事業所を退職した。脱退手当金を支給されたとする時期は、学生であり、退職後は、一度も職場に行っていない上、当該事業所を退職する際、事務担当者から、「厚生年金保険被保険者証は、将来、年金をもらうのに大事なものだから大切に持っているように。」と言われ、現在もその当時の厚生年金保険被保険者証を所持している。

また、当該被保険者証には、脱退手当金を受け取ったとする記載が無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理においては、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示は無い。

また、申立人は申立期間に係る事業所を退職後、共済組合の組合員となり、組合員期間について退職一時金を受給しているが、将来年金として受給するための原資を残して一部受給する方法を選択していること及び申立人が現在も厚生年金保険被保険者証を保管していることを踏まえれば、申立事業所を退職する際、事務担当者から、「厚生年金保険被保険者証は、将来、年金をもらうのに大事なものだから大切に持っているように。」と言われたとする申立内容に不自然な点は見受けられない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月25日から同年5月1日まで

私は、現在のA社へ就職した昭和28年12月11日から59年5月5日までの間、当該事業所の本部及び支店に継続して勤めていたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間の加入記録が無いとしている。

申立期間当時は、私が当該事業所のB支店からC支店に転勤した時期である。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する人事記録等から、申立人が同社に継続して勤務し（昭和30年4月25日に同社B支店からC支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、申立事業所における申立期間当時の社会保険関係資料が無いとして、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であると回答しており、このほかに確認できる関係資料が無いことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和 63 年 12 月 18 日から平成元年 3 月 18 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 63 年 12 月 18 日に、資格喪失日に係る記録を平成元年 3 月 18 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月29日から39年7月20日まで
② 昭和39年8月31日から41年10月21日まで
③ 昭和63年12月18日から平成元年4月1日まで
④ 平成2年5月ごろから7年4月ごろまで

私は、申立期間①及び②については、結婚のため申立期間②に係る事業所を退職し、会社の寮からアパートへ移り住んでおり、脱退手当金の制度も知らなかった。また、当時、勤務していた事業所に電話で確認したところ、脱退手当金を支払っていないとのことであり、脱退手当金を受給するはずが無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、私は、申立期間③及び④において、それぞれ A 社の B 店、C 社の D 店で正社員として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、いずれの期間にも厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

両事業所に勤務していた期間はいずれも、当時の内縁の夫と一緒に勤務し、また、私自身は戸籍と異なる氏名を使っていた。

申立期間③及び④について、厚生年金保険の被保険者であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③のうち、昭和 63 年 12 月 18 日から平成元年 3 月 18 日までの期間については、A 社が保管する給与台帳等から、申立人が申立事業所に勤務

し、昭和 63 年 12 月分から平成元年 3 月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者情報では、申立人の当該事業所における資格取得日が昭和 63 年 12 月 18 日、離職日が平成元年 3 月 17 日と確認できる上、当該給与台帳から、申立人の平成元年 3 月分の給与支給額が日割りで計算され、前月分と比べ少額であることから、申立人が月の途中で離職したことが推察できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和 63 年 12 月 18 日、資格喪失日は平成元年 3 月 18 日であると認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、当該給与台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、同社が保管している社会保険の資格取得等に関する書類では、申立人の記録は確認できないとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 12 月から平成元年 2 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間③のうち、平成元年 3 月 19 日から同年 4 月 1 日までの期間については A社における申立人の厚生年金保険の資格喪失日は上記 1 のとおり、同年 3 月 18 日であると認められる上、複数の元同僚からの供述でも、当該期間において申立人が勤務していた事実を確認することはできない。

申立期間④については、元同僚の供述から、申立人が当該期間当時、C社の関係事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所で申立期間④当時、社会保険事務を担当していた者は、「申立人及びその内縁の夫から、社会保険等に加入させないでほしいとの要望があったので、社会保険の加入手続は行わず、社会保険料も給料から控除していなかった。」と供述している上、当該事業所の元事務担当者が保管する当該期間のうちの平成 6 年 7 月分の月別給料一覧表及び 7 年 1 月分から同年 4 月分までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立人の給与から厚生年金保険料等が控除されていないことが確認できる。

また、C社は、平成 14 年 2 月 26 日に適用事業所でなくなっている上、同社の事業を引き継いだとする E社では、申立事業所に係る関係資料は保管していないとしており、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控

除状況等は不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①及び②については、申立人の当該期間に係る事業所の被保険者原票に、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、当該期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無い。

また、申立人の脱退手当金は、昭和44年3月14日に支給決定されているところ、当該事業所の被保険者原票の氏名欄に申立人の氏名が訂正された形跡が確認できる上、当該原票の備考欄には「氏名変更 44. 2. 12」の記載が確認できることから、脱退手当金の請求手続に併せて申立人の氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月5日から31年8月5日まで

私は、申立事業所を退職した際、脱退手当金制度を知らず、当時、実家に居住していたため、金銭に困ることも無く、脱退手当金を受給するはずが無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から、20日後の昭和31年8月25日に支給決定されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立期間に係る事業所を退職後、国民年金に加入するまで、厚生年金保険への加入歴が無い上、申立人に脱退手当金が支給決定された昭和31年8月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月9日から同年6月12日まで

私は、昭和27年4月9日から同年7月29日までの間、A社B工場に継続して勤めていたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は申立期間当時、健康保険証を使ったことを覚えており、また、申立事業所の代表として野球等の試合に参加したこともあり、当該事業所に勤めた期間は4か月と記憶しているので、申立期間中も厚生年金保険へ加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳では、A社B工場における申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和27年6月12日となっていることが確認できるのみである。

また、A社本社では、申立期間当時の社会保険関係の資料を保存しておらず、当時を知る者もないため、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしている。

さらに、元同僚5人のうち2人はいずれも、申立事業所に入社後、約2、3か月は厚生年金保険の加入記録が無いと供述していることを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員については、採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの昭和27

年6月12日と確認できるのみであり、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月ごろから 23 年 4 月 1 日まで

私は申立期間中、A市（現在のB市）のC学校で、市職員（学校事務職員）として勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、私は、市長の辞令を受け取ったこと及び同校で一緒に働いていた元教員の名前を覚えており、私が昭和 18 年 4 月に厚生年金保険へ加入し、毎月、厚生年金保険料を給与から差し引かれていたことは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市教育委員会では、申立人が挙げた元教員について、申立期間当時、C学校に在籍していたとしていることから、申立人が申立期間当時、同校に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、A市及びC学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは、それぞれ申立期間後の昭和 38 年 6 月 1 日、52 年 4 月 6 日であり、申立期間当時、両事業所共に厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、C学校では、申立期間当時の教員の記録は存在するものの、申立人が在籍した事実、厚生年金保険への加入の有無を確認できる資料は無いとしている。

さらに、B市及び同市教育委員会でも、申立期間当時の職員名簿は存在するものの、その中に申立人の氏名は確認できないとしている。

加えて、厚生年金保険法の施行によって被保険者となることとなった女子の

労働者については、被保険者期間（保険料控除期間）は昭和19年10月1日から起算されるため、申立期間のうち、18年4月1日から19年10月1日までの期間については、被保険者とはならない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。